様式第７号

修繕請負契約書

１　修繕の目的

２　修繕場所

３　契約期間　　　　　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで　(　　日間)

４　契約金額　一金

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　一金　　円

　　　　「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に10／110を乗じて得た額である。

　　　〔（　　）の部分は乙が課税業者である場合に使用する。〕

５　契約保証金　　　免除

　上記の修繕について、日置市（以下「甲」という。）と契約の相手方

（以下「乙」という。）との間において、次の条項により修繕請負契約を締結する。

　（総則）

第１条　乙は、甲の指示に従い、頭書の契約金額をもって、頭書の契約期間内までに、修繕を完了しなければならない。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

　（一括委任又は一括下請負の禁止）

第３条　乙は、修繕の全部若しくは大部分を一括して他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

　（修繕内容の変更等）

第４条　甲は、必要がある場合には、修繕の内容を変更し、又は修繕を一時中止することができる。この場合においては、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

　（契約期間の延長）

第５条　乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない事由により契約期間内に修繕を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその事由を付して、甲に対して契約期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

　（事情変更による契約金額の変更）

第６条　この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため契約金額が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

　（損害のために必要を生じた経費の負担）

第７条　修繕の施工について、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

　（検査及び引渡し）

第８条　乙は、修繕を完了したときは、遅滞なく、甲に対して修繕完了届を提出しなければならない。

２　甲は、前項の修繕完了届を受理したときは、その日から14日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、修繕の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

３　甲は、修繕完了後では検査することができない場合は、作業中に検査をすることができる。

４　乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

５　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

６　物件の引渡しは、甲の完成検査に合格したときをもって完了する。

　（契約不適合責任）

第９条　甲は、前条第６項の規定により引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

 (1)　履行の追完が不能であるとき。

 (2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

 (3)　物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

 (4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲は、前条第６項の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

　（契約金額の支払）

第10条　乙は、第８条第２項、第３項又は第４項の規定による検査又は再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し契約金額の支払を書面により請求するものとする。

２　甲は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

　（業務遅延に対する遅延利息）

第11条　乙がその責めに帰すべき事由により契約期間内に修繕を完了しない場合は、乙は甲に対し遅延利息を支払わなければならない。

２　前項の遅延利息の額は、契約期間終了の翌日から修繕を完了した日までの日数に応じ、契約金額に対して年 2.5パーセントの割合で計算した額（その額が 100円未満であるときはその額を、その額の 100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

　（支払遅延に対する遅延利息）

第12条　甲がその責めに帰すべき事由により第10条第２項に規定する期間内に契約金額を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、契約金額に対し年 2.5パーセントの割合で計算した額とする。

　（甲の任意解除権）

第13条　甲は、修繕が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

　（甲の催告による解除権）

第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

 (1)　契約期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと認められるとき。

 (2)　正当な理由なく、第９条第１項の履行の追完がなされないとき。

 (3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

　（甲の催告によらない解除権）

第15条　甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

 (1)　この契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。

 (2)　乙がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

 (3)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

 (4)　修繕の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

 (5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

 (6)　第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条　第14条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（乙の催告による解除権）

第17条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（乙の催告によらない解除権）

第18条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

 (1)　第４条の規定により修繕の内容を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

 (2)　第４条の規定による修繕の中止期間が契約期間の10分の５（契約期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が修繕の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の修繕が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

　（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　第17条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

　（解除の効果）

第20条　この契約が解除された場合には、この契約に基づく甲及び乙の義務は消滅する。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、必要と認めるときは、既修繕部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既修繕部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既修繕部分に相応する契約金額（以下「既修繕部分契約金額」という。）を乙に支払わなければならない。この場合において、既修繕部分契約金額は、甲と乙とが協議して定める。

３　修繕の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生ずる事項の処理については、甲及び乙が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して定める。

　（秘密の保持）

第21条　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

　（業務の調査等）

第22条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

　（契約に関する紛争等の解決）

第23条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保持する。

　　　　　年　　月　　日

甲　住 　　　　 所　日置市伊集院町郡一丁目100番地

　 名　　　　　　　 称　日置市

　　　　　 契約担当者職・氏名　日置市長　永山　由高

 乙　住　　　　　　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名 　　　　　　　　　　印